

## 個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育所運営事業	細事業名		新継区分	継続	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	児童福祉法		
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市立保育所条例		
	(3)多様な保育の推進			保育所保育指針		
事業実施期間	平成 20 年度 ~ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	児童福祉法に基づき、保護者の委託を受けて昼間保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とした児童福祉施設の運営を行うことが必要である。		平成 20 年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	112,473
具体的な実施内容	概ね平日8:30～16:30の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障害児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。		平成 21 年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,136
事業の目的	保育所の運営方針及び児童に対する処遇等のガイドラインは児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に基づいて運営され児童の健全な成長、発達に寄与する。		平成 22 年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,136
事業の効果	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童育成する。その実現に向けて保育所の役割は更に重要となっている。					